「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について

2021年4月14日 副会長·会計委員長 川島 勇

日本公認会計士協会と日本監査役協会は、2021年4月14日付けで「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」を改正しましたのでお知らせいたします。今回の改正は、前回(2018年1月)の改正以後行われた監査基準の改訂などの状況の変化を踏まえて、内容の見直しを行ったものです。

主な改正内容

- ①監査基準(2020年11月改訂)
- 「1. 監査役等と監査人との連携と効果」に「・監査基準における規定」を追加等
- ②監査基準委員会報告書260(2019年2月、同年6月、2020年8月改正)
- 「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」の「監査人に関する重要な事項」に「規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容」を追加等
- ③ 監査基準委員会報告書701 (2019年2月公表)
- 「2. 監査役等と監査人との連携と効果」にてKAMの選定過程について追加、「4.連携の時期及び情報・ 意見交換すべき基本的事項の例示」のKAMに関するコミュニケーション項目の追加等
- ④監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2021年1月改正)
- 「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」にその他の記載内容に関するコミュニケーション項目(入手時期等)を追加等

本研究報告の改正に当たっては、2021年1月27日から2月26日までの間、草案を公開し、広く意見を求めておりました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応を公表しておりますのでご参照ください。

なお、本研究報告は、日本公認会計士協会のホームページ(https://jicpa.or.jp/)においても同日に公表されております。

以 上